徳島県告示第５５７号

農林水産大臣から森林法（昭和26年法律第２４９号）第33条の３において準用する同法第29条の規定による保安林の指定施業要件を変更する予定の通知を受けたので、同法第33条の３において準用する同法第30条の規定により、その内容を次のように告示する。

令和８年11月６日

徳島県知事　　後 藤 田　　正　　純

１　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

名西郡神山町（次の図に示す部分に限る。）

２　保安林として指定された目的

水源の涵養

３　変更後の指定施業要件

⑴　立木の伐採の方法

ア　次の森林については、主伐は、択伐による。

神山町（次の図に示す部分に限る。）

イ　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

⑵　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び神山町役場に備え置いて縦覧に供する。）